民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
○民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

○民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）

（定義）

第二条　（略）

２　この法律において「民間都市開発事業」とは、民間事業者によつて行われる次に掲げる事業をいう。

一　都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）のうち公共施設の整備を伴うものであつて、政令で定める要件に該当するもの

二　（略）

（機構の業務）

第四条　機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　特定民間都市開発事業（第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業のうち地域社会における都市の健全な発展を図る上でその事業を推進することが特に有効な地域として政令で定める地域において施行されるもの及び同項第二号に掲げる民間都市開発事業をいう。以下この条において同じ。）について、当該事業の施行に要する費用の一部（同項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設（以下この条において「公共施設等」という。）の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）を負担して、当該事業に参加すること。

二　（略）

三　民間都市開発事業の基礎的調査の実施に対する助成を行うこと。

四　民間都市開発事業を施行する者に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。

五　民間都市開発事業の推進に関する調査研究を行うこと。

六　（略）

２・３　（略）

（国の援助等）

第十五条　国は、民間都市開発事業の推進を図るため、当該事業を施行する者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

２　（略）

○民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）（抄）

（民間都市開発事業の要件等）

第二条　法第二章及び第四章に規定する民間都市開発事業についての法第二条第二項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　次のイ及びロに該当するものであること。

イ　法第二条第二項第一号に規定する事業が行われる土地（水面を含む。次項において同じ。）の区域の面積が、二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内においては、千平方メートル）以上であること。

ロ　整備される建築物の延べ面積（整備される建築物が二以上あるときは、その延べ面積の合計。次項において同じ。）が、二千平方メートル（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域内において整備される建築物若しくは貨物流通の事業を行う者が利用するための建築物（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設に係るものに限る。）でその整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するもの又は都市再生特別措置法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内若しくは中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内において整備される建築物については、千平方メートル）以上であること。

二　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第百二十九条の六の認定再開発事業計画に係る再開発事業であること。

２・３　（略）

（民間都市開発推進機構が参加し、又は資金の融通を行うことができる民間都市開発事業の施行される地域に関する要件）

第三条　法第四条第一項第一号の政令で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

一　次に掲げる区域以外の区域

イ　昭和六十二年八月一日における東京都の特別区の存する区域及び大阪市の区域

ロ　昭和六十二年八月一日において首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域

二　次に掲げる地域のいずれかの地域

イ　都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域

ロ　都市計画法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域（同法第八条第一項第一号に規定する用

途地域が定められている土地の区域に限る。）

ハ　港湾法第二条第三項に規定する港湾区域

ニ　港湾法第二条第四項に規定する臨港地区

附　則

（阪神・淡路大震災により被害を受けた市街地における民間都市開発事業の要件の特例）

第一条の二　阪神・淡路大震災により被害を受けた市街地のうち、都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その緊急かつ健全な復興を図るべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）又は同法第十条の四第一項に規定する被災市街地復興推進地域内において施行される法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業についての第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号イ中「二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内においては、千平方メートル）」とあるのは「千平方メートル」と、同号ロ中「区域内」とあるのは「区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」とする。

（特定民間都市開発事業に係る地域の特例等）

第一条の三　平成二十四年三月三十一日までの間における法第四条第一項第一号に掲げる業務については、同号の政令で定める地域は、第三条の規定にかかわらず、同条第二号に該当する地域（法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち市街地の計画的な再開発に資するものとして国土交通大臣の定める基準に該当する事業に係るものに限る。）とする。

２　前項の規定の適用を受ける法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち市街地における居住に関する機能の向上に資するものとして国土交通大臣の定める基準に該当するものについての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内においては、千平方メートル）」とあるのは「千平方メートル」と、同号ロ中「区域内」とあるのは「区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」とする。

（民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の要件の特例）

第一条の四　平成二十四年三月三十一日までの間における法第四条第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十五条に規定する民間都市開発事業についての第二条第一項（前条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第二条第一項第一号イ中「以上であること」とあるのは、「以上であること。ただし、当該事業が法第十四条の三の認定を受けた事業用地適正化計画（法第十四条の五第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に係る民間都市開発事業にあつては、五百平方メートル以上であること」とする。